富　山	富山市
石　川	金沢市
福　井	福井市
岐　阜	岐阜市
静　岡	静岡市
愛　知	名古屋市
三　重	津市
滋　賀	草津市
京　都	京都市
大　阪	堺市
兵　庫	神戸市
奈　良	北葛城郡広陵町
和歌山	和歌山市
鳥　取	倉吉市
島　根	松江市
岡　山	岡山市
広　島	広島市
山　口	山口市
徳　島	徳島市
香　川	高松市
愛　媛	松山市
高　知	高知市
福　岡	福岡市
佐　賀	佐賀市
長　崎	長崎市
熊　本	熊本市
大　分	大分市
宮　崎	宮崎市
鹿児島	鹿児島市
沖　縄	中頭郡西原町

㈱　試験場は、原則として上記都市内に設けるが、試験会場等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。

別表３　受験申込書受付地

都道府県名	受付地
北海道	札幌市
北海道	函館市
北海道	旭川市
北海道	釧路市
北海道	帯広市
北海道	北見市
北海道	室蘭市
青　森	青森市
岩　手	盛岡市
宮　城	仙台市
秋　田	秋田市
山　形	山形市
福　島	福島市
茨　城	水戸市
栃　木	宇都宮市
群　馬	前橋市
埼　玉	さいたま市
千　葉	千葉市
東　京	東京都
神奈川	横浜市
山　梨	甲府市
長　野	長野市
長　野	松本市
新　潟	新潟市
富　山	富山市
石　川	金沢市
福　井	福井市
岐　阜	岐阜市
静　岡	静岡市
愛　知	名古屋市
三　重	津市
滋　賀	大津市
京　都	京都市
大　阪	大阪市
兵　庫	神戸市
奈　良	奈良市
和歌山	和歌山市
鳥　取	鳥取市
鳥　取	米子市
島　根	松江市
岡　山	岡山市
広　島	広島市
山　口	山口市
徳　島	徳島市
香　川	高松市
愛　媛	松山市
高　知	高知市
福　岡	福岡市
佐　賀	佐賀市
長　崎	長崎市
熊　本	熊本市
大　分	大分市
宮　崎	宮崎市
鹿児島	鹿児島市
沖　縄	浦添市

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第４０３号

兵庫県伊丹市平松３丁目２番23号グリーンハイツ新伊丹Ｂ棟202号、前住所兵庫県伊丹市大鹿５丁目71番地ヴィラ大鹿301号

債務者　橋本　益榮

1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酒井健一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月23日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第３４号

兵庫県川西市清和台東４―５―26やわらぎの里清和台、住民票上の住所大阪府豊能郡豊能町新光風台５丁目19番地の１

債務者　兒玉　節子

1　決定年月日時　平成25年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　戸越　照吉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月23日午前10時35分
5　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第６７号

兵庫県尼崎市久々知西町２丁目14番19号

債務者　モリ建装こと　森　　直史

1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　英幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第８６号

さいたま市浦和区本太４丁目21番12号　第３グリーンハウス101号室

債務者　小黒　　伸

1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　泰生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月21日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２０５４号

横浜市港南区芹が谷２丁目23番２―23号

債務者　須賀　進介

1　決定年月日時　平成25年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八木美紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月８日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４号

奈良県天理市福住町4501番地１

債務者　福嶋　和美

1　決定年月日時　平成25年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂木　寿和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第７５号

京都市右京区西院西田町１番地　洛西マンションＮｏ．２―501号

債務者　鈴木　宏祥

1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　萩原　　経
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７５号

愛知県清須市須ケ口356番地　サンメゾン301

債務者　石原　大仁

1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水野　紀孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部